

第5期障害福祉計画にて設定する項目等

1. 成果目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

2. 指定障害福祉サービス等の見込量

- (1) 障害者総合支援法に基づくサービス等の見込み

A. 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

B. 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

C. 居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、共同生活援助の定員数

D. 相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

3. 児童福祉法に基づくサービス等の見込量（第1期障害児福祉計画）

A. 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、

B. 障害児相談支援、

- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

4. 地域生活支援事業の見込量

相談支援事業、地域活動支援センター、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、その他の事業